

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間（個票）

管理 No.	K113
--------	------

所管部署：都市整備部 開発指導課
(審査係 / 内線：3392)

根拠区分	法律 条例	
許認可等の名称	市街化調整区域のうち開発許可を受けた土地以外の土地における建築許可等	
処分権者	奈良市長	
根拠規定	根拠法令・条例題名 (制定年/区分/発令番号)	都市計画法 (昭和43年 法律第100号)
	根拠規定条項	第43条第1項
基準規定	基準法令等題名 (制定年/区分/発令番号)	都市計画法 (昭和43年 法律第100号)
	基準規定条項	第43条
	審査基準	<p>(開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の制限)</p> <p>第43条 何人も、市街化調整区域のうち開発許可を受けた開発区域以外の区域内において、都道府県知事の許可を受けなければ、第29条(開発行為の許可)第1項第2号若しくは第3号に規定する建築物以外の建築物を新築し、又は第1種特定工作物を新設してはならず、また、建築物を改築し、又はその用途を変更して同項第2号若しくは第3号に規定する建築物以外の建築物としてはならない。ただし、次に掲げる建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第1種特定工作物の新設については、この限りでない。</p> <p>一 都市計画事業の施行として行う建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第1種特定工作物の新設</p> <p>二 非常災害のため必要な応急措置として行う建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第1種特定工作物の新設</p> <p>三 仮設建築物の新築</p> <p>四 第29条(開発行為の許可)第1項第9号に掲げる開発行為その他の政令で定める開発行為が行われた土地の区域内において行う建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第1種特定工作物の新設</p>
標準処理期間 (経由機関の日数)	受付日より約15日間	
本票の作成日	平成29年2月15日作成	
更新履歴(更新日)	改正沿革 平成19年11月30日改正 (法律第46号)	

審査基準(裏面追加)

	基準内容
審査基準等 補足	<p data-bbox="475 271 1246 300">五 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの</p> <p data-bbox="432 367 1458 445">2 前項の規定による許可の基準は、第33条(開発許可の基準)及び第34条に規定する開発許可の基準の例に準じて、政令で定める。</p> <p data-bbox="432 512 1477 636">3 国又は都道府県等が行う第1項本文の建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第1種特定工作物の新設については、当該国の機関又は都道府県等と都道府県知事との協議が成立することをもって、同項の許可があったものとみなす。</p>